

ユアーズ・ケア訪問看護ステーション重要説明書

(2025 年 3 月 1 日現在)

1. 事業所の概要

- ・ 名称 ユアーズ・ケア訪問看護ステーション
- ・ 開設年月日 2004 年 4 月 28 日
- ・ 所在地 愛媛県松山市東方町 1291 番地 1
- ・ 電話番号 089-960-8337 ・ ファックス番号 089-963-1744
- ・ 管理者名 吉見 和子
- ・ 介護保険指定番号 3860191117 号

2. 運営方針

ステーションは、目的を達成するため、次の項目を運営方針とします。

- ① 主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、より快適な在宅療養が図れるように努力します。
- ② 主治医との密接な連携のもとに利用者の個々の看護目標を設定し身体機能の維持・回復が図れるよう計画的に行います。
- ③ 利用者に理解しやすい言語、方法で行い、懇切丁寧に指導します。
- ④ 常に医学の立場を堅持し、また医学の進歩に対応できるように技術の向上に努めています。
- ⑤ 利用者の病状及び心身の状況、日常生活や家庭環境の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し適切な指導を行います。
- ⑥ 関係市町村、医療・福祉サービス等との連携を密にし、利用者に快適な生活環境を用意できるよう努めます。
- ⑦ 医学の立場を堅持し、特殊な看護は行わないません。

3. サービスの内容

運営方針を目的とし、訪問看護・介護予防訪問看護は、利用者が可能な限り自宅でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるように、主治医の指示のもとに看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士がその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものです。

なお、日程等につきましては、居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画、介護予防支援事業所が作成した介護予防サービス計画によります。

虐待処理の体制は運営規程第 14 条を基に行います。

4. 営業日および営業時間

① 営業日

月曜日～土曜日（祝日も営業） （但し、12月30日から1月3日まではお休みとさせていただきます。）

② 営業時間

午前8時30分より午後5時30分です。 なお、通常の営業日、営業時間外のご希望についても、対応いたします。

（また 24 時間連絡体制加算契約利用者に対しては随時、相談および訪問の対応をいたします。）

5. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、松山市（但し島嶼部を除く）、東温市、伊予市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町です。

なお、通常の事業の実施地域以外のご希望についても、対応いたします。ただし、交通費は一切いたしません。

事業者が通常の事業の実施地域を越えて、中山間地域（法律によって指定されている地域）に居住する利用者に対してサービスの提供をおこなった場合、1回の利用料に5%加算されます。

6. 勤務体制

① 管理者 看護師 1名

管理者は、ステーションの従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。また（介護予防）訪問看護計画書等の書類を作成し、行政・医療・福祉サービスとの連絡調整等を含めて、管理者としての責任を全うします。

② 看護職員 看護師 5名、准看護師 3名

主治医の（介護予防）訪問看護指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し（准看護師を除く）、誠意ある看護サービスを提供します。また訪問看護実施後は、速やかに訪問看護記録書を作成し管理者に報告します。

③ 理学療法士・作業療法士

理学療法士 4名

作業療法士 3名

管理者の指示に従い理学療法・作業療法の必要な利用者に対して、適切なリハビリテーションを提供し記録します。

7. 利用料金

看護師による訪問看護

①	所要時間 20 分未満の場合	314 単位
	介護予防訪問看護	303 単位
②	所要時間 30 分未満の場合	471 単位
	介護予防訪問看護	451 単位
③	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	823 単位
	介護予防訪問看護	794 単位
④	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1,128 単位
	介護予防訪問看護	1,090 単位

⑤ 理学療法士等による訪問看護

1 回あたり 20 分 294 単位

介護予防訪問看護 284 単位

理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合の減算

8 単位減算

利用開始の属する月から起算して 12 月を超える場合(介護予防訪問看護)

15 単位減算

加算について

① 特別管理加算Ⅰ	500 単位
特別管理加算Ⅱ	250 単位
② サービス提供体制強化加算Ⅰ	6 単位（1 回につき）
③ 緊急時（介護予防）訪問看護加算Ⅱ	574 単位
④ 中山間提供加算	利用料に対する 5%
⑤ ターミナルケア加算	2,500 単位

- ・①の特別管理加算とは、医療的な管理が必要な利用者に対し、計画的に管理が行われている場合に算定される加算です。
 - ・②のサービス提供体制強化加算とは、サービス提供の体制を特に強化して基準を満たし、届け出をしている事業所に対して算定される加算です。
 - ・③の緊急時訪問看護加算とは、24 時間 365 日、緊急の連絡や相談、訪問依頼などに対応する場合に算定される加算です。
 - ・④の中山間提供加算とは、事業所の運営規程によって定められている通常の事業の実施地域を越えて、離島や山村に居住する利用者に対してサービス提供する場合に算定される加算です。
 - ・⑤のターミナルケア加算とは、利用者の尊厳を維持し、その人らしく最期を迎えられるようにケアや看取りをおこなう場合に算定される加算です。
 - ・所要時間は、実際に要した時間ではなく、（介護予防）訪問看護計画書に位置付けられた内容をおこなうのに要する標準的な時間で所定単位数を算定します。
 - ・准看護師が訪問看護・介護予防訪問看護をおこなった場合は、上記金額の 90/100 となります。
 - ・訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士が訪問看護をおこなった場合の料金は、上記利用料金の⑤に準じます。
- 尚、介護保険制度改正に伴い、料金の変更が生じる場合があります。

保険適用外

※死後の処置代 10,000 円

8. 支払い方法

- ・前月料金の合計額を、その月の 20 日までにお支払い下さい。
お支払い頂きますと、領収書を発行いたします。
 - ・お支払方法は、現金にてお願いいたします。
- （発行した領収書は大切に保管しておいてください。所得税確定申告の際、医療費控除の対象になります。）

9. 高齢者虐待の防止のための措置

事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記にあげる措置を講じます。

- ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止に関する責任者を選定します。 責任者（管理者:吉見 和子）
- ⑤事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村等に通報します。

10.その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはできませんのでご了承ください。
- ②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために、療養上の世話や診察上の補助をおこなうこととされていますので、ご了承ください。
- ⑥看護師等は、利用者以外の方に対する訪問看護・介護予防訪問看護サービスはおこなえませんので、ご了承ください。
- ④看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、固くお断りいたします。
- ⑤サービス提供予定日に体調不良および私用等によりサービス提供が受けられない場合は、サービス開始予定時間までに当事業所までに御連絡下さい。
- ⑥訪問時、全身状態の観察をおこないサービス利用を中止する場合は、30分未満での請求とさせていただきます。